

## =目 次=

1. 重大事故情報等=3件（8月14日～8月21日分）
    - (1) コンテナを積載した大型トレーラの横転事故
    - (2) 乗合バスの路外逸脱横転事故
    - (3) 大型タンクローリの衝突事故
  2. 「トラック運送事業者の許可基準(5両)割れ事業者に対する重点監査の実施結果について」のお知らせ
  3. 自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正に関するパブリックコメントの募集について

### 【1. 重大事故情報等=3件】（8月14日～8月21日分）

- (1) コンテナを積載した大型トレーラの横転事故  
～運転者に対し、基本的運転操作における安全運転の徹底及びジャックナイフ現象等のトレーラの運転に関して生じる様々な危険の予測及び回避の指導・監督の徹底を！～  
～空コンテナであっても、コンテナトレーラについては、様々な危険が！～

8月17日午後2時40分頃、横浜市でコンテナを積載した大型トレーラが走行中、ハンドル操作を誤り横転した。

この事故によるケガ人はなかった。

コンテナは、空であった。

大型トレーラは、片側3車線の第一（左側）通行帯を走行していたが、車線を間違えたのに気付き、あわててハンドルを切ったところ横転したとの情報もあるが、事故の原因等詳細について、警察が調べを進めている。

- ## (2) 乗合バスの路外逸脱横転事故

～運転者に対し、輸送の安全確保が社会的使命であることを再確認させ、安全運転の徹底を！～

8月19日午前11時40分頃、北海道で乗合バスが対向車線にはみ出し、道路右側に逸脱し、横転した。

この事故で、当該バスの運転者及び乗客の計8名のうち5名が打撲などのケガを負った。

事故の原因等詳細について、警察が調べを進めている。

### (3) 大型タンクローリの衝突事故

～周囲の状況に注意し安全に運転するために留意すべき事項の徹底を！～

8月20日午後1時15分頃、岡山県で道路脇の駐車場からバックで道路に出てきた軽乗用車と走行してきた大型タンクローリーが衝突した。

この事故で、軽乗用車運転者及び同乗者2名の計3名（いずれも80～90才代の女性）が全身を強く打つなどして死亡した。

事故の原因等詳細について、警察が調べを進めている。

...「アラカルト連続事件」

本年6月に実施したトラック運送事業者の許可基準（5両）割れ事業者に対する重点監査の実施結果について以下のとおり公表いたします。お知りいきください。

### 1. 駐在地内旅唐者数

本年6月の1ヶ月間に於いて、1018患者に対する監査を実施しました。

### 3. 驗杏結果

監査を実施した1,018患者中、741患者（73.0%）に法令違反が確認されました。

### 3 今後の対応

法令違反が認められた事業者に対しては、直ちに改善を指示するとともに、行政手続法に基づく所要の手続きを経て行政処分を行います。今回の重点監査の対象とならなかった許可基準割れ事業者に対しては、順次呼出監査を実施いたします。

法令違反状況等について、詳しくは、ホームページをご覧下さい。

( [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000020.html) )

国土交通省では、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会とりまとめの「事業用自動車総合安全プラン2009」(平成21年3月)を踏まえ、事故削減、事後チェック機能の強化及び事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等を改正(従来のものを廃止し、新たに制定)することを予定しております。

つきましては、本改正案に対するご意見を以下の要領で広く国民の皆様から募集します。

主な内容は、次のとおりです。

#### (1) 監查方針

- ①巡回監査の端緒として、次のものを追加する。

- ・第1当死亡事故を引き起こした事業者（特別監査を行うものを除く。）

- ・行政処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、監査を行うことが必要と認められる事業者
- ・自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客事業者であつて、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがある事業者
- ・特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の特定地域において増車認可申請をした一般乗用旅客自動車運送事業者 など

②巡回監査及び呼出監査の端緒として、次のものを追加する。

- ・関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があつた事業者
- ・事業用自動車の車両火災事故（旅客自動車に限る。）又はホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者
- ・整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者 など

## （2）行政処分基準等

### ①飲酒運転等に対する処分強化（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）

- ・処分日車数の強化 初違反 80 日車→100 日車  
再違反 240 日車→300 日車
- ・飲酒運転等を下命容認した場合の即時事業停止期間の延長 7 日→14 日
- ・飲酒運転等十重大事故に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止期間の延長  
3 日→7 日
- ・飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合、即時事業停止処分（3 日）を創設

### ②社会保険等未加入に対する処分基準の強化

- ・（旅客自動車運送事業）処分基準の創設
 

一部未加入	初違反 10 日車	再違反 30 日車
全部未加入	初違反 30 日車	再違反 90 日車
- ・（貨物自動車運送事業）処分基準の強化
 

一部未加入	初違反警告→10 日車	再違反 20 日車→30 日車
全部未加入	初違反 20 日車→30 日車	再違反 60 日車→90 日車

### ③最低賃金違反に対する処分基準の創設（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| 一部の支払い  | 初違反 10 日車 | 再違反 30 日車 |
| 全てへの支払い | 初違反 30 日車 | 再違反 90 日車 |

### ④運転者に対する指導監督に係る記録の作成保存義務違反に対する処分基準の創設

（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）

- |        |             |                 |
|--------|-------------|-----------------|
| 記録義務違反 | 初違反警告～20 日車 | 再違反 20 日車～60 日車 |
| 保存義務違反 | 初違反警告～20 日車 | 再違反 20 日車～60 日車 |

### ⑤点検整備未実施に対する処分基準の強化（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）

- ・日常点検の未実施
 

初違反勧告～3 日 × 違反台数	→警告～5 日 × 違反台数
再違反 3 日～9 日 × 違反台数	→5 日～15 日 × 違反台数
- ・定期点検整備の未実施
 

初違反警告～5 日 × 違反台数	→警告～10 日 × 違反台数
------------------	-----------------

再違反 5 日～ 15 日 × 違反台数 → 5 日～ 30 日 × 違反台数

- ・ 点検整備記録の改ざん

初違反 3 日～ 5 日 × 違反台数 → 5 日～ 10 日 × 違反台数

再違反 9 日～ 15 日 × 違反台数 → 15 日～ 30 日 × 違反台数 など

⑥ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行関係（一般乗用旅客自動車運送事業）

特定地域内の営業所における一定の違反についての処分日車数の加重。

- イ 特別監視地域の指定後に新規許可等を受けた者による違反は 3.5 倍
- ロ 監査時車両数（監査等により違反事実を確認した時点における営業区域ごとの一般乗用旅客自動車運送事業者の一般車両の合計数）を基準車両数よりも増加させている者による違反（イの場合を除く。）は 3.5 倍
- ハ 監査時車両数を基準車両数の 5% 以上減少させていない者による違反（イ及びロの場合を除く。）は 2 倍
- 二 監査時車両数を基準車両数の 5% 以上減少させている者による違反（イの場合を除く。）は 1 倍
- ホ ニのうち、特定地域に指定された後に減少させている者による違反は 1.5 倍  
など

⑦ その他の処分基準の強化

- ・ （貨物自動車運送事業）コンテナの落下防止措置未実施  
初違反警告 → 20 日車 再違反 20 日車 → 60 日車
- ・ （旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）  
30 日車未満は自動的に警告とする軽減措置 → 廃止 など

⑧ 処分の実効性の確保 1 （旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）

- ・ 違反営業所から処分前に他の営業所に車両を移動した場合  
→ 当該他の営業所にも行政処分を行う。
- ・ 違反事業者が処分前、処分後に会社分割又は他社への事業譲渡（認可を要する場合のみならず、車両等の譲渡による実質的な事業譲渡を含む。）を行った場合  
→ 承継事業者、譲渡先事業者にも行政処分を実施。  
承継事業者、譲渡先事業者にも違反点数を承継。 など

⑨ 処分の実効性の確保 2 （一般乗用旅客自動車運送事業）

自動車等の使用停止処分において、遊休車両分について付加的に使用停止処分を行う。

改正等の概要、今後のスケジュール、意見提出方法等について、詳しくは、ホームページをご覧下さい。

（ [http://www.mlit.go.jp/app/i/pubcom/jidosha02\\_pc\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/app/i/pubcom/jidosha02_pc_000013.html) ）

## 【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 國土交通省自動車交通局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mit.go.jp>までお寄せください。

自動車交通局ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>）

バックナンバー( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/backnumber.html> )